

IATA航空危険物規則書 第59版(2018年)主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。

なお、IATA発行のAddendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意してください。

注：下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第59版(2018年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。(なお、下記表中のページ数は、日本語版のページ数を表しており、英語版のページ数も表中に記入してあります。)

第1章 - 適用 (Applicability) 特になし

第2章 - 制限 (Limitation)

2.3 手荷物規則		
★2.3.3.2および表2.3.A	編集追加	(リチウム金属含有量が2gを超えて8g以下、リチウムイオン電池は100Whを超えて160Wh以下のもの) 予備のリチウム電池：主目的が電力を供給するだけの物品は、予備電池とみなすという記述を追加した。 例示として、Power bankを記載している。 【JACIS記：表2.3.A (31ページ上から5つ目、英語版25ページ上から4つ目)の方には、同記述はない】
★2.3.4.7および表2.3.A	編集追加変更	(リチウム金属含有量が2gを超えて8g以下、リチウムイオン電池は100Whを超えて160Wh以下のもの) リチウム電池作動の電子機器：【JACIS記：表2.3.A 31ページ上から4つ目、英語版25ページ上から3つ目。変更マークはない。】 「本規則の目的のため、リチウム電池作動の電子機器とは、その作動のためリチウム単電池または組電池が電力を供給する機器又は装置を意味する」の記述を追加した。【JACIS記：表には、本記述はない。】 また新項目(c)として、受託手荷物の場合、機器は完全にスイッチを切り(not in sleep or hibernation/休止 mode)、損傷から機器を保護しなければならないこととした。(Addendum 2017年6月20日付)
2.3.5.9および表2.3.A (日本語版31ページ上から2つ目、英語版25ページ1番上)	追加	(リチウム金属組電池のリチウム金属含有量が2g以下、リチウムイオン組電池は100Wh以下のもの) 電池を組み込んだ携帯用電子機器(PED) (医療用機器を含む)： 「本規則の目的のため、リチウム電池作動の電子機器とは、その作動のためリチウム単電池または組電池が電力を供給する機器又は装置を意味する」の記述を追加した。 PEDは一人最大15台まで、また予備電池は最大20個までと制限されることとなった。いずれもそれ以上の場合、運航者の認可を要することとなった。(予備電池は、機内持ち込みのみ可であることには変わらない) 【JACIS記：予備電池の記述は、2.3.5.9のみで、表2.3.Aには記載がないが、次の項参照。】
★表2.3.A (日本語版31ページ上から3つ目、英語版25ページ上から2つ目)	編集追加	(リチウム金属組電池のリチウム金属含有量が2g以下、リチウムイオン組電池は100Wh以下のもの) 予備電池については、表2.3.Aの左記の場所に以下の項目を追加した。【JACIS記：追加マークなし】 Lithium batteries, spare/loose, including power banks, see Batteries, spare/loose (表2.3.A 最初から4つ目)
★2.4.4	追加	リチウム電池の受託の認可を当局から取得した指定郵便事業者一覧は、UPUのウェブにて検索可能である。 http://www.upu.int/fileadmin/documentsFiles/activities/postalSecurity/listAuthorizedDOsLithiumBatteriesEn.pdf
★2.6.8.2	追加	微量危険物：AWBへの微量危険物の個数の記載は、1件の貨物(AWB)が微量危険物だけではない場合に限りとする。
★2.7.2.1	追加	少量危険物許可危険物：(c) 区分4.1中で、少量危険物を認めないものに、重合物質が追加された。
★2.7.5.6	編集	少量危険物：注2の文章の誤り。【JACIS記：IATAに確認済み(9月のIATA危険物委員会)】 UN 3316(Chemical kit, First aid kit)は、他の危険物との同梱が認められないとなっているが、“ドライアイスを除く”が抜けていた。5.0.2.11の同梱の規定の注3も同様の誤り。包装基準Y960、960の記述が正しい。
2.8	変更	政府例外規定および運航者例外規定いずれも、変更マークは少ないが、Addendum(2017年6月20日付)にて多数変更されており、それらは変更マークが付されていないので注意のこと。

第3章 - 分類 (Classification)

★3.2.5.1	変更	エアゾールの定義：「自動的に閉鎖する噴射弁を」から「噴射弁を」に変更した。
★3.4.0.1	編集	区分4.1の名称に、「自己反応性物質、重合物質、固体の鈍性化火薬類」を加えた。
★3.4.1	編集	区分4.1の名称の中の「鈍性化火薬類」→「 固体の鈍性化火薬類 」に変更した。
3.9.2	編集	第9分類のまとめを再構築した。第9分類の全ての物質および品目名(UN番号付き)を危険性の種類別にまとめた。 【JACIS記：今までは、主要な物質および物品のみ掲載していたが、今版で全てを反映したものである。】 ・航空規制の固体または液体(Aviation Regulated Solid or Liquid)：UN 3334、UN 3335 ・磁性物質(Magnetized Material)：UN 2807 ・高温物質(Elevated Temperature Substances)：UN 3257、UN 3258【JACIS記：いずれも航空輸送禁止】 ・環境有害物質(Environmentally Hazardous Substances)：UN 3077、UN 3082 ・遺伝子組み換え微生物または生物(Genetically Modified Micro-Organisms (GMMOs) or Genetically Modified Organisms (GMOs))：UN 3245 ・リチウム電池(Lithium Batteries)：リチウム金属電池/UN 3090、UN 3091 リチウムイオン電池/UN 3480、UN 3481 ・細塵として吸入し健康を危険にさらす物質： (Substances which, on Inhalation as Fine Dust, may Endanger Health)：UN 2212、UN 2590 (アスベスト) ・キャパシター(Capacitors)：UN 3499、UN 3508 ・引火性の蒸気を発する物質(Substances Evolving Flammable Vapour)： UN 2211、UN 3314 (ポリメリックビーズ、プラスチックモジュールコンパウンド) ・救命器具(Life-Saving Appliances)：UN 2990、UN 3072、UN 3268 ・火災時にダイオキシンを発生する可能性がある物質および物品：UN 2315、UN 3151、UN 3152、UN 3432 ・輸送中に危険を呈する他の分類以外のその他の物質および物品：16種類の品名(UN番号)がある。 UN 1845(ドライアイス)、UN 3166(乗り物)、UN 3363(機械、装置類)、UN 3530(エンジン)、ID 8000(消費者向け商品)等々。

第4章 - 識別 (Identification)

品目名関係		△(一部修正)、□(追加)マーク、⊗(削除)マークが付された品目が多数ある、が相当数が第58版のままである。 一例：リチウム電池の全品目に△があるが、正しいのは、UN 3480、UN 3090のみ(A802が追加された。) 又、Engineや、Machineryの全品目にも、□マークがあるが、これらは全て第58版のままである、等々 どれが第59版での正しい変更(追加、削除含む)の品目かについてIATAに照会中である。
-------	--	---

特別規定関係		
A70	追加	内燃機関または燃料電池エンジンの非危険物の要件の特別規定：(☞マーク) (a)の引火性液体燃料で作動する内燃機関等の非危険物の要件に、新"3"項として、燃料タンクの洗浄および蒸気の排出の処理がなされたことを記述した文書または電子書類を荷主は運航者に提出することの要件が追加された。
★A78	追加	放射性物質が副次危険性を有している場合の特別規定： (c)に、該当成分の品目が旅客機又は、貨物機専用の欄がForbiddenとなっている場合の規定を追加した。
★A80	変更	UN 3248の特別規定：文言修正「引火性液体の成分」→「引火性の成分」の技術名のみ表記するに変更された。
★A123	変更	乾電池の特別規定：(b)の文言変更「偶発的作動(accidental activation)」→「意図しない作動(unintentional activation)」
★A130	変更	適用除外放射性物質が副次危険性を有している場合の特別規定： (d)の文言変更。「適用免除(exempts)」→「除外(excepts)」に変更した。 【JACIS記：”適用免除(exemption)”と”例外(exception)”の違いは、付録Aを参照のこと。】
★A203	追加	引火性液体燃料および引火性ガス燃料の両方で作動する内燃機関の乗り物の特別規定： 包装基準950の(a)(燃料タンクの規定)にも従うことを追加した。
★A208	削除	EngineまたはMachineryの旧UN番号使用の経過措置(2017年3月31日まで)の規定を削除した。

第5章 - 包装 (Packing)

5.0.1.5.1	追加	オーバーパックの規定：リチウム電池について以下の規定が追加された。(☞マーク) リチウム金属電池単体(UN 3090 PI 968) およびリチウムイオン電池単体(UN 3480 PI 965) の Section IA または Section IBに基づく包装物は、 第1分類(除く1.4S)、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1 を含む包装物とのオーバーパックは認められない。 【JACIS記：本新规定は、ICAOでは、2019年1月1日発効であるが、IATAは1年早めたものである。】
5.0.2.11	追加	同梱の規定：注に新「4」として、リチウム電池の上記と同様の危険物との同梱不可の規定が追加された。(☞マーク)

包装基準関係

PI 951	追加	引火性ガス燃料で作動する乗り物： (b)を新規とし、A203の追加規定と同様の文章を追加した。以降項番をずらした。 新(c)の2.バッテリー：サブセクション番号の修正「3.9.2.6」→「3.9.2.6.1」
★PI 956	編集	UN 1931等第9分類品目：包装基準の表中、UN 1931の品目名の訂正である。
PI Y960	追加	UN 3316(ケミカルキット、救急キット)：追加包装要件に、注として、包装等級 I は認められない、が追加された。
PI 965,968	追加 編集	UN 3480(リチウムイオン電池単体)、UN 3090(リチウム金属電池単体)：共通の追加規定である。 Section IA, IBの追加要件：(☞マーク) ・単電池および組電池は、第1分類(除く1.4S)、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1の危険物と同一外装容器に収納してはならない。 ・単電池または組電池を含む包装物は、第1分類(除く1.4S)、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1を含む包装物とオーバーパックしてはならない。 Section II： ・冒頭の遵守すべき規定に、新(f)として、「包装物のマーキング(7.1.5.5)」を追加。(リチウム電池マークのこと) ・追加要件 - Section II に以下を追加した。(☞マーク) 単電池および組電池は、他の危険物と同一外装容器に収納してならない。 ・オーバーパック - Section II を以下のように追加した。(PI 965は☞マーク)【JACIS記：PI 968には☞マークがない】 リチウム電池のオーバーパックには、 第1分類(除く1.4S)、区分2.1、第3分類、区分4.1および区分5.1に分類された危険物以外の危険物を含む包装物は収納できると追加された。 他に、編集上の修正(文言、サブセクション番号)が一部あり。
★PI 966,969	追加	機器と同梱のリチウム電池のSection II：新項目として以下が追加された。 「(a) 適切な指示の規定(1.6)」および「(d)包装物のマーキング(7.1.5.5)」(リチウム電池マーク) 他に、Section I, II に、編集上の修正(文言、サブセクション番号)が一部あり。
★PI 967,970	追加	機器組み込みのリチウム電池のSection II：新項目として以下が追加された。 「(a) 適切な指示の規定(1.6)」および「(d)包装物のマーキング(7.1.5.5)」が追加された。 他に、Section I, II に、編集上の修正(文言、サブセクション番号)が一部あり。

第6章 - 容器規格と性能試験 (Packing Specifications and Performance Tests) 特になし

第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

★7.1.5.3.1	編集	環境有害物質のマーク：注1の参照セクション番号の修正「see 7.1.5.5」→「see 7.1.5.6」
7.1.5.5.2	追加	リチウム電池マーク：新(b)として、マーク上へ記載するUN番号は、最小12mmとする。(should)
★7.1.7.1	編集	オーバーパックのマーキング：【JACIS記：最初の●の文章に、△があるが、第58版と内容は同じ】 4番目の●：7.1.4.4. → 7.1.4.3 に修正した。 5番目の●の文章に、「7.1.5.5」(リチウム電池マーク)を追加した。【JACIS記：4, 5番目の●に△マークなし】
★7.2.2.3.2	削除 変更	危険性ラベルの仕様： (a)：注を削除した。(線が2mm幅でないラベルは、2016年12月31日まで許容される) 【JACIS記：削除マークなし】 (b)：ガス類のラベルの縮小規定文中で参照のISO番号の修正。「1994」→「2005」
★7.3, 7.4	変更	ラベルの仕様、規格(ラベルのデザイン)：下記が一部修正された内容である。【JACIS記：変更マークなし】 ・ラベルの内線の幅をより太く強調した。【幅2mmを示すため】 ・火薬類のラベル中、区分1.4~1.6(7.3.2~7.2.4)のラベル上の隔離区分を示す記号を変更した。「***」→「*」 【JACIS記：ラベルの絵の下の、説明箇所が「***」のままであったので、日本語版は「*」に修正した。】

第8章 - 書類 (Documentation)

★8.1.6.9.1	削除	申告書作成のステップ5(包装等級の欄)： 第58版の旧の注(1, 2とも)を削除した。「1」は最初の注と同じ内容でダブっていたもの。「2」は、エンジンの旧品目名が2017年3月31日まで使用できる経過措置であった【JACIS記：削除マークなし】
------------	----	---

第9章 - 取り扱い (Handling)

9.3.2	追加	<p>危険物の隔離規定:</p> <ul style="list-style-type: none"> 表9.3.A (隔離基準表)に新規9.3.2.1.3 (リチウム電池の隔離)の項が追加された。 新9.3.2.1.3が追加された。(☞マーク付き) <ul style="list-style-type: none"> リチウム電池単体のSection IA、IBを含む包装物およびオーバーパックは、第1分類(除く1.4S)、区分2.1、第3分類、区分4.1または区分5.1を含む包装物と隔離して搭載しなければならない。 本追加規定は、危険性が主危険性または副次危険性にかかわらず、包装物に貼付された全ての危険性ラベルに適用することも記載された。 なお、下記の注が追加された。(運航者への経過措置) <ul style="list-style-type: none"> 運航者は、表9.3.Aに示されたリチウム電池の他の危険物との隔離の規定は、2019年1月1日まで必須でなくても、できるだけ早期に実施するための処置を取るべきである。(should) <p>【JACIS記: 本注記は、運航者に対する航空機への搭載時の当隔離要件実施の経過措置である。同じ隔離規定の他の記載箇所(5.0.1.5、5.0.2.11およびPI 965、968)では2018年1月1日から義務化している。】</p>
★9.3.4.3	編集	<p>CAOの包装物およびオーバーパックの貨物機への搭載:</p> <p>本規定が適用しない対象危険物への規定文の一部修正である。「9.3.4.1」→「9.3.4.1 (a)、(b)または(c)」と修正。</p> <p>【JACIS記: △マークなし。9.3.4.1の残る(d)、(e)は、いずれもヘリコプターへの搭載関係の項目である。】</p>
★9.5.1.1.5	追加	<p>NOTOCの情報: リチウム電池 (UN 3480、UN 3090)についての代替情報に、「取り降し空港名」が追加された。</p>

第10章 - 放射性物質 (Radioactive Material)

	編集	△マークの箇所(5ヶ所)全て編集上(文章訂正、参照番号など)の修正である。
--	----	---------------------------------------

付 録 (Appendices)

付録B (単位、記号)	追加	<p>B.2.2.4 IATA Cargo IMP Codes (危険物の3桁コード) : リチウム電池について、下記2つが追加された。</p> <p>RBI - PI 965のSection IA および IBに基づいたリチウムイオン電池単体に適用(完全規制のUN 3480 第9分類)</p> <p>RBM - PI 968のSection IA および IBに基づいたリチウム金属電池単体に適用(完全規制のUN 3090 第9分類)</p> <p>このコードの導入に伴い、現行RLI、RLM の適用が次の通りに変更される。</p> <p>RLI - PI 966、967のSection Iのリチウムイオン電池の機器同梱、機器組み込みに適用(完全規制のUN 3481第9分類)</p> <p>RLM - PI 969、970のSection Iのリチウム金属電池の機器同梱、機器組み込みに適用(完全規制のUN 3091第9分類)</p>
★付録C	編集	<p>C.1(自己反応性物質)の注2、および C.2(有機過酸化物)の注2:</p> <p>「発地国の該当する当局」 → 「製造された国の該当する当局」に修正された。</p> <p>【JACIS記: いずれも、第58版で修正されていなかったものである。】</p>
付録D	編集	<p>当局一覧表の一部修正 【JACIS記: ただし、変更マークはない】</p>
付録E	修正	<p>UN規格容器の試験施設、販売業者一覧の一部修正 【JACIS記: ただし、変更マークはない】</p>
付録F	変更	<p>販売代理店、IATA認定危険物教育訓練校およびIATA認定危険物教育訓練センターの最新版 【変更マークなし】</p>
★付録H	再掲	<p>能力(職能)に基づく危険物教育訓練(CBT/Competency-Based dangerous goods Training)のICAO原案を提供するための付録である。【JACIS記: 2019年発効予定の教育訓練規定の改定案であり、影響が大きい改定の故、本資料に再掲します。内容は、第58版と同じです。】</p> <p>改定のポイントは、次のとおりです。詳細は、当付録を参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者(Employer)に教育訓練の設定、維持を確実にさせるということで、教育訓練の責任者を明確化している。 現行の職種別カテゴリー表を廃止し、従業員の実際の業務の責任(これを能力/competencyとっている)に見合った範囲に的を絞った教育訓練を実施するという考え方である。 受講者(従業員)の理解度の証明は、試験に限定せず、職務の遂行能力を評価するという考え方。 講師の資格は、講習能力および講習技術の実践または評価がなされなければならないという主旨。 <p>ICAOは、当改定案に対しコメントを募集した。(2017年3月31日まで。回答は、30か国、113団体からのこと。)</p> <p>コメントの多数意見は、CBT方式に賛成とのこと。</p> <p>本教育訓練の更なる詳細は以下のICAOウェブサイト検索可能です。</p> <p>www.icao.int/safety/DangerousGoods/Pages/NewTrainingProvisions0630-4506.aspx</p> <p>(注: 10月のICAO会議にて、2年間の経過措置を置くとの情報あり。改定の最終内容は議事録待ちである。)</p>
付録I	新規	<p>IATA 規則書第60版(2019年1月1日発効)の規則改定内容の事前情報の付録である。</p> <p>“国連モデル規則”の第20版改訂版から生ずる変更およびICAO危険物パネルで現在まで合意された変更をまとめたものである。ICAO TI 2019-2020年版は、最終審議中で、正確な文言および詳細は、DGR第60版(2018年秋)にて反映される。</p> <p>注: 内容を理解する一助として編集上の注が付加されているものがあり、まだ修正があり得るものには、[]で囲っている。</p> <p>【JACIS記: 内容は多岐に亘っているのでここでは省略するが、注目点を3項目紹介する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.3.8 (腐食性物質の分類) <ul style="list-style-type: none"> 定義(分類範囲、条件)及び包装等級の割り当て基準がより詳細化される。 1.3.9.2.6.1(第3章第9分類のリチウム電池の項) <ul style="list-style-type: none"> (f) 一次リチウム金属単電池および二次リチウムイオン電池(充電可能)の双方の単電池を含む組電池で、外部からの充電ができないように設計されたもの、の要件(4項目)が導入される。特別規定A213が新設予定。 (g)単電池および組電池(2003年7月1日以降の製造)の製造業者および販売業者は、UN試験(Part III, sub-section 38.3 Para.38.3.5)の試験結果の要約を提供出来るようにしなければならない。(must make available) <p>【JACIS記: 試験結果の書類提出の義務化は不明。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.3.12 n.o.s.(その他の)の危険物を含む物品の分類のための新規規定。 <ul style="list-style-type: none"> UN 3363(Dangerous goods in machinery or apparatus)が適用不可の装置類の新品目である。(UN 3537 からUN 3548 まで分類毎にカバーするため12品目を新設する。) <p>本項は[]で囲われており詳細の輸送要件等はICAOの最終審議にて決定される。</p>